

平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成23年9月6日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめましたので、公表します。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び⑤建築物に関する契約のうち、原子力機構では③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び⑤建築物に関する環境配慮契約については該当がありませんでした。

- ① 電気の供給を受ける契約に関して、別紙1のとおり環境配慮契約を行いました。
- ② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約において、購入価格及び環境性能を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を、リース契約も含めて別紙2のとおり適用しました。

以上

電気の供給を受ける契約 平成22年度実績調査（概要）

調達機関：独立行政法人日本原子力研究開発機構

(1) 裾切りによる入札の実績実績

電力の契約締結件数		予定使用電力量合計
総数 ※入札(裾切り方式)によらない場合を含む	左記のうち入札(裾切り方式)による契約件数	(A) 入札(裾切り方式)における 予定使用電力量(kWh)の 合計
	52 件	うち 38 件 654,025,526 kWh

注)平成22年度中に締結した契約件数が対象(契約締結日が平成22年度中のもの)。
複数年契約の場合は平成22年度が初年度の場合に該当する。

(2) 電力の使用実績

電力の使用実績(kWh/年)		
総数 ※入札(裾切り方式)によらない場合を含む	(B-1) 左記のうち、入札(裾切り方式)が不可能であった施設の使用電力量	(B-2) 左記のうち、入札(裾切り方式)は可能であったが実施しなかった施設の使用電力量
	728,878,009 kWh	127,021,071 kWh 0 kWh

注1)以下の事由のいずれかに該当する場合に「入札(裾切り方式)が不可能であった」とする。

- ア)50kW未満の契約である
- イ)賃貸ビル等に入居しており、電力会社とは直接契約をしていない
- ウ)電力供給会社が3者に満たない
- エ)長期契約期間中(2年目以降)である
- オ)不落随意契約

注2)総数には入札(裾切り方式)によるものを含む。

注3)施設によって期間が異なる場合にあっても、必ず1年間分の使用電力量を合計すること。

年度をまたがる場合は、より長い期間の年度に計上する。

例：平成22年1月から12月の場合は平成22年度の実績に計上

平成22年11月から平成23年10月の場合は平成23年度の実績に計上

(3) 入札(裾切り方式)を実施しなかった理由

(B-2入札(裾切り方式)が可能であったが実施しなかった施設があった場合に回答)

該当なし

自動車の購入及び賃貸借に係る契約 平成22年度実績調査（概要）

調達機関：独立行政法人日本原子力研究開発機構

(1) 総合評価落札方式による自動車の購入及び賃貸借の実績

自動車の購入台数	
総数 ※総合評価落札方式によらない場合を含む	左記のうち総合評価落札方式による購入台数
5台	うち 5台

自動車の賃貸借台数	
総数 ※総合評価落札方式によらない場合を含む	左記のうち総合評価落札方式による賃貸借台数
20台	うち 19台

注) 短期間のレンタルを除き、概ね(※)1年程度以上の場合及びそれ以下の期間だが環境配慮契約した場合に限る。
 ※「概ね」とは、契約手続き上、微妙に1年に満たない契約を含むという意味。例えば、4月6日から翌年3月31日までの契約であれば契約期間は1年に満たないが、「概ね1年程度以上」に該当する。

(2) 総合評価落札方式を採用しなかった理由
 (総合評価落札方式によらない調達があった場合に回答)

本方式適用対象外と誤認したものである。(1台)